宍粟市公告

農用地利用集積計画の作成について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、別紙のとおり公告する。

令和６年２月１日

宍粟市長　福　元　晶　三

別 紙

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 概 要

公告日　令和 6 年 2 月 1 日

市 町 名　宍 粟 市

1　利用権の設定等に係る面積、筆数及び戸数

（単位ha. 筆. 人）

利用権の設定等に係る土地												
区分	田	畑	樹園地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	開発して農用地とすることが適当な土地	開発して農業用施設用地とすることが適当な土地	計	利用権の設定等を受ける人数	利用権の設定等をする人数	利用権の設定等を受ける者の平均経営耕地面積
面 積	9.80	0	―	―	－	－	―	―	9.80	43	53	2.9
筆 数	78	0	―	―	－	－	―	―	78			

（注）面積は小数点以下第1位まで記入のこと。

2　設定又は移転する利用権の概要

区分	利用権の種類	利用権等の内容	利用権の始期（所有権移転の時期）	利用権の終期	10アール当り借賃
利用権設定（経営受委託、移転、転貸を除く）	賃借権（3件 0.7 ha）		R .6 .2 .1	R .10 .12 .31	3,000円
	使用貸借権（55件 9.1 ha）		R .6 .2 .1	R .16 .2 .28	―――
経営受委託	その他の使用及び収益を目標とする権利（ 件 ha）				
利用権設定（転貸）	賃借権（0件 0.0 ha）		―――	―――	―――
	使用貸借権（0件 0.0 ha）		―――	―――	―――
利用権設定（移転）	賃借権（ 件 ha）				
	使用貸借権（ 件 ha）				
所有権移転	所有権（ 件 ha）				

3　利用権設定等による耕地経営規模の拡大状況

（単位:戸）

区分	0.3ha 未満	0.3 ～0.5	0.5 ～0.7	0.7 ～1.0	1.0 ～1.5	1.5 ～2.0	2.0ha 以上	計
利用権設定前	34	15	9	8	9	2	19	96
利用権設定後	44	9	3	8	8	4	20	96

4　その他参考となる事項

なし